

## 「千曲市いじめ防止等のための基本的な方針」の概要

### はじめに

○子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対許さない」という意識をもち、役割と責任を自覚して取り組むことが大切。そのため、いじめ問題への取組は千曲市全体で取り組むべき重要な課題

### 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

- 教職員が人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう未然防止に努める
- 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりする機会を設けるように努める
- 児童生徒を大勢の大人の目で見守り、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見・早期解決に努める
- いじめが起きたときは、児童生徒の心身の安全を第一に、心情に寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続、いじめ問題を乗り越えることを目指す

### ◇ いじめの認知

- ・児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても、いじめにつながる可能性のある事象について広く認知の対象とし、組織で対応する

### 二 いじめの防止等のための対策

#### 1 市の取組

市で設置するいじめ防止等の対策のための組織

組 織	取 組
千曲市いじめ問題対策連絡協議会 【法第 14 条第 1 項】	・いじめ防止等に関する機関及び団体相互の連絡調整 ・連携推進のために必要な事項の調査及び審議
教育委員会又は学校による調査機関（教育委員会の附属機関）【法第 14 条第 3 項】	・教育委員会の諮問に応じ、重大事態についての調査、審査及び提言
市長による再調査機関【法第 30 条第 2 項】	・重大事態に係る調査結果に対する再調査

次のようないじめ防止等の取組を実施する

未然防止	早期発見	いじめへの対応
○道徳教育や人権教育等の推進 ○児童生徒の発達特性や環境を踏まえた適切な支援を行うためのマネジメント力、指導力の育成 ○児童生徒の主体的活動を促す支援	○きめ細かないじめの認知の取組のための指導・助言 ○相談体制の整備	○学校のいじめ問題の状況把握と支援・指導 ○いじめ問題に対する弾力的な対応
家庭や地域との連携		関係機関・関係団体との連携
○広報・啓発活動 ・人権教育講座 ・P T A連合会による情報モラル教育推進 ・市家庭教育支援条例に基づく施策展開 ○児童生徒を見守る体制の整備 ・放課後児童クラブの運営 ・コミュニティスクール事業の推進 ・適応指導教室設置と運営 ・幼児期からの支援情報の確実な引継ぎ		○法律、医療、心理、福祉の専門的知識及び経験を有する者の活用 ○千曲市いじめ問題対策連絡協議会による連携

## 2 学校の取組

学校では、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中核として以下のように取り組む。

未然防止	早期発見の取組	いじめへの対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの起きにくい学校、学級づくり</li> <li>・日々の授業の充実</li> <li>・児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけと支援</li> <li>・体験活動の充実</li> <li>・特に配慮が必要な児童生徒への適切な支援</li> <li>○いじめは絶対に許さない姿勢の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常活動を通した早期発見</li> <li>○相談体制の充実</li> <li>・校外の相談窓口の周知</li> <li>○自殺予防対策において相談することの大切さを繰り返し指導</li> <li>○アンケートやチェックリストの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。組織的な対応に徹する。</li> <li>○初期対応を迅速かつ丁寧に行う</li> <li>・いじめをやめさせ、いじめられた児童生徒を守り通す</li> <li>・事実の正確な把握</li> <li>・いじめた児童生徒への指導</li> <li>・保護者への迅速な連絡と連携した支援・指導</li> <li>・再発防止に努める</li> <li>○ネット上のいじめへの対応</li> <li>・ICT機器の適切な利用推進及び管理の徹底</li> <li>・情報モラル教育の推進と継続</li> </ul>

## 3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体の連携

保護者は、子どもの教育において第一義的な責任を有することを認識し、子どもが安心して生活で切る環境を整え、思いやりの心や規範意識、正義感などを育むことが必要。また、学校は家庭や地域におけるいじめ防止等の取組及び関係機関・関係団体と積極的に連携していく必要がある。

## 4 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応する。

市教育委員会及び学校の対応	調査方針及び結果の提供等	市長による対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は「疑い」が生じた段階で調査を開始</li> <li>○不登校重大事態の場合は、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする</li> <li>○市教育委員会は調査の主体を判断</li> <li>○市教育委員会は、専門的知識及び経験を有する者を人選し、「教育委員会又は学校による調査機関」を組織する。</li> <li>○必要に応じて県の「学校支援チーム」を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明</li> <li>・調査の目的・目標</li> <li>・調査主体</li> <li>・調査時期・期間</li> <li>・調査事項・調査対象</li> <li>・調査方法</li> <li>・調査結果の提供</li> <li>○市教育委員会及び学校は、個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う</li> <li>○市教育委員会は調査結果を踏まえて、心理や福祉の専門家の派遣等必要な措置を講ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査結果の報告を受け、以下の判断基準により再調査を行う</li> <li>・調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は調査が十分に尽くされていない場合</li> <li>・事前に確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合</li> <li>・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合</li> <li>・調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合</li> <li>○調査員を再調査時に組織する</li> </ul>

## 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は「いじめ防止対策推進法」「長野県いじめ防止対策推進条例」の施行状況等を勘案するとともに、各学校や地域関係機関・団体等によるいじめ防止等の取組の実施状況を踏まえ、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。